

令和3年度版 人権教育研修資料

なくそう差別 築こう明るい社会

陽だまり

～自殺予防教育を支える人権教育～
【特集 子どもの命を守るために】



鹿児島県教育委員会

はじめに

県教育委員会では、人権教育の一層の充実が図られるようにする観点から、教職員自身が人権尊重の理念を正しく理解し、自らの人権意識の高揚を図るための研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会」と、人権教育の指導内容や方法の工夫・改善を図るための指導資料「仲間づくり」を例年発行しています。

令和3年度版は、より効果的な研修が実施できるように2つの資料の内容を盛り込んだ新たな人権教育研修資料「なくそう差別 築こう明るい社会『陽だまり』」を発行することとしました。この「陽だまり」という名称には、「全ての子どもが、人と人とのつながりの中で、温もりを感じてほしい」という願いを込めています。

本資料は、人権教育の基本的な考え方を深めるための内容と、喫緊の人権問題や教職員のニーズに対応できるための内容の大きく2つから構成されています。

1点目の人権教育の基本的な考え方を深めるための内容として、「チーム学校で取り組む人権教育」を取り上げました。人権教育推進体制の構築の必要性や、効果的な研修計画、人権が尊重される授業づくりや環境づくり等をまとめています。

2点目の喫緊の人権問題への対応として、特集「子どもの命を守るために」をテーマに取り上げました。子どもの自殺の現状については、政府が発行している自殺対策白書によると、10代の死因の第1位が自殺となっており、若い世代の自殺は深刻な状況にあることが示されています。また、新型コロナウイルス感染症が拡大する中で、中・高校生の自殺が増加しているという報道もあります。自殺は「孤立の病」とも呼ばれています。子どもが抱えている苦しみや悩みに気付いて、丁寧に寄り添い、関わるのが大切であり、自殺予防教育を支える下地づくりとしての人権教育の必要性をまとめています。また、特集の後半部分には、教職員が実際に授業を行う場面を想定し、指導計画とワークシートを掲載しています。

なお、この特集については、中央大学客員研究員の高橋聡美先生の監修の下、作成させていただきました。多くの御助言をいただきましたことに、感謝申し上げます。

本資料の最後には、「教職員のためのデジタル研修教材」として、e-コンテンツの一覧を掲載しました。デジタル研修教材は、県ホームページから、いつでもダウンロードできるようにしています。本資料を積極的に活用し、チーム学校として指導の充実を図り、人権尊重の視点に立った学校・学級づくりを推進してください。

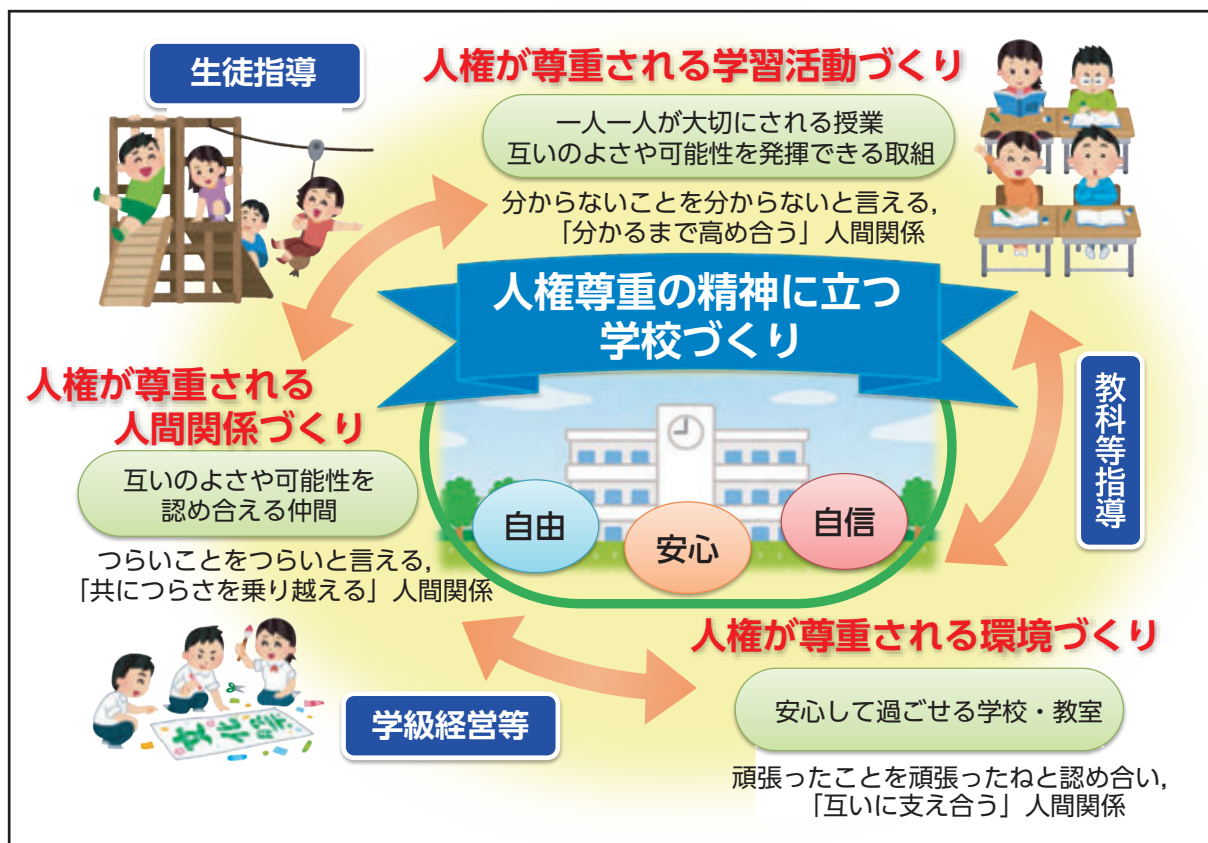
目次

I 人権尊重の精神に立つ学校づくり	1
II チーム学校で取り組む人権教育	2
1 チーム学校で取り組む校内組織の構築	2
2 より効果的に推進するために	2
3 学校における研修の充実	4
4 人権尊重の視点に立った学習活動づくり	7
III 人権が尊重される環境づくり	12
【特集】子どもの命を守るために	16
1 我が国の自殺の実態と児童生徒の自殺をめぐる状況	17
2 児童生徒の自殺対策の動き	20
3 自殺予防教育を支える人権教育	22
4 自殺予防教育に係るワークシート集	30
教職員のためのデジタル研修教材	36

I 人権尊重の精神に立つ学校づくり

学校においては、教科等指導、生徒指導、学級経営など、全教育活動を通じて、人権尊重の精神に立つ学校づくりを進めていくことが重要です。

教職員による厳しさと優しさを兼ね備えた指導と、全ての教職員の学校づくりへの参画意識、人権が尊重される学校教育を実現するための環境整備の取組が大切であり、こうした基盤の上に、児童生徒間の望ましい人間関係が形成され、人権尊重の意識と実践力が培われていきます。



○ 人権尊重の視点に立つ教科等指導

「一人一人を大切にし、個に応じた目的意識のある学習指導に取り組む」等の教育目標の共通理解を図るとともに、学ぶことの楽しさを体験させ、望ましい人間関係等を培い、学習意欲の向上に努めることが求められています。

○ 人権尊重の理念に立つ生徒指導

「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を育成するとともに、児童生徒一人一人の自己実現を図るために、自己指導能力や問題解決能力の育成に努めることが求められています。

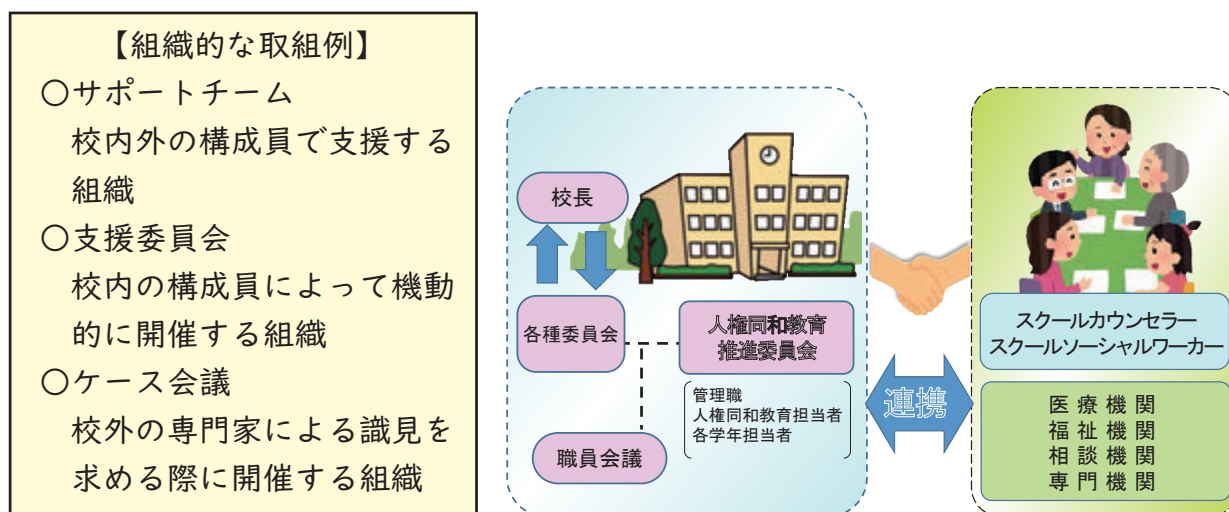
○ 人権尊重の視点に立つ学級経営等

自他のよさを認め合える人間関係を相互に形成していけるように、児童生徒一人一人に自他の大切さを強く自覚させるとともに、児童生徒が日頃から人権学習に親しむ機会を提供していくことが求められています。

Ⅱ チーム学校で取り組む人権教育

1 チーム学校で取り組む校内組織の構築

社会や経済の変化に伴い、児童生徒や家庭、地域社会が変容し、学校教育に関わる課題が複雑化・多様化しています。様々な人権課題の解決を図るには、人権同和教育担当者だけでなく、学校全体で組織的に取り組んでいくことが重要であり、学校の実情によっては、学校医や専門家の協力を求めることも必要です。



2 より効果的に推進するために

(1) 推進体制の確立

校長のリーダーシップの下、全教職員が人権教育の目標や計画を共通理解し、共通実践していくことが重要です。そして、人権教育の実施状況については、適宜、点検・評価を行うとともに、更なる改善・充実のための方策を明らかにし、次年度の計画につなげることが大切です。特に、人権同和教育担当者は、管理職と連携を図りながら、人権教育に関する企画立案や校務分掌間の連絡調整などを行い、取組を一層充実させる必要があります。

(2) 教職員の研修の充実

人権教育の年間指導計画に基づき当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等に応じて、必要な研修計画を作成し、これに沿った研修の取組を進めることが大切です。また、教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、児童生徒の理解や指導方法等に留意しつつ、学校の実態に応じて研修内容の充実を図ることが重要です。

(3) 保護者・地域の方々との連携

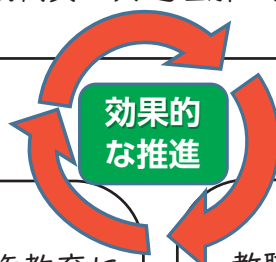
学校における人権教育の取組は、家庭・地域、関係諸機関の人々をはじめ多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できるものであり、家庭・地域等へ人権教育を推進するための明確なメッセージを積極的に発信していくことが大切です。



「チーム学校で取り組む人権教育」を効果的に推進するための視点

推進体制の確立・共通理解

人権教育の推進体制を整えるために、学校がこれまでの活動の中で取り組んできたこと、児童生徒の実態、地域の実情等を踏まえ、人権教育の目標や内容を設定し、全教育活動を通して、意図的・計画的に行われるよう、校長のリーダーシップの下に、教職員の共通理解を図る必要があります。



点検・評価

学校評価の中で定期的に人権教育に係る項目の点検・評価を行い、取組の見直しを行うとともに、その取組に関する情報は、保護者や地域の方々に提供します。



共通実践

教職員は児童生徒に対して、「M: 見つめる」,「o: 思いをめぐらす」,「m: 向き合う」のMomの基本姿勢を踏まえて実践します。

また、人権同和教育担当者は、校務分掌間の連絡調整などを担い、人権教育に関する推進体制の要としての役割を果たします。

◇ 効果的に推進するための留意点

- **人権教育の目標設定において**
 - ・ 様々な人権問題の解決に資する教育の大切さを十分に認識した上で、「人権が尊重される社会の実現」という建設的な目標となるようにする。
 - ・ 人権教育とは、人権に関する知的理解だけでなく、人権感覚の育成が大切であり、その育成には、自尊感情を培うとともに、共感能力や想像力、人間関係調整力を育むことが求められていること等について、全教職員で共通理解を図る。
- **人権教育の共通実践において**
 - ・ 学年・学級経営等と人権教育の目標との関連を明確にし、全教職員が人権教育に対する参画意識をもって、教育活動を行う。
 - ・ 身近な人権問題を扱った学習（社会奉仕体験活動や自然体験活動など）の中で、児童生徒自らが課題に気づき、相手の心の痛みを自分の痛みとして感じることができるよう工夫する。
- **学校としての取組の点検・評価において**
 - ・ MomGs を活用した教職員自身の点検を実施したり、授業改善の取組として、教職員相互の授業評価を日常的に行ったりする。
 - ・ 教育活動に対する児童生徒の評価結果を、学校としての評価に反映させる。

3 学校における研修の充実

(1) 人権教育に係る研修の必要性

教職員は、児童生徒の人格形成や人権意識の醸成に極めて重要な役割を担っているため、人権に対する正しい理解と人権尊重について高い認識をもつ必要があります。

また、学校における人権教育を推進・充実させていくには、学校としての組織的な取組や指導内容・方法の工夫・改善が必要になるので、こうした活動をより実りあるものにしていくためにも、教職員の研修が重要となります。

このような観点から人権教育に係る研修は、年間の研修計画に明確に位置付けておくことが大切です。

(2) 人権教育に係る研修の計画への明確な位置付け

ア 研修計画の作成

人権教育の年間指導計画に基づき、当該年度に取り組む人権教育の目標、内容、方法等に応じて、必要な研修計画を作成することが大切です。その際に、県や市町村教育委員会が示す方針や児童生徒の実態、人権教育の進捗状況を的確に把握し、その結果等を踏まえた改善・充実のための方策を明らかにして、計画に反映させることが重要です。

イ 研修内容の改善・充実

研修内容については、人権教育の基本的な考え方を学ぶ講義や、人権感覚を高めるための参加型学習など、教職員の多様なニーズに応えるようにすることが望まれます。そして、前年度の評価結果や求められる教職員の資質・能力を基に、研修内容に改善を加える必要があります。さらに、学校教育を取り巻く状況や、教育活動の現状を人権教育の視点で捉え直し、「児童生徒の理解や指導方法」等の観点に留意しつつ、学校の実態に応じて研修内容の充実を図ることが大切です。

例えば、人権に関する知的理解を深めるために、人権の歴史や現状についての知識、人権に関する法の知識、自他の人権を擁護し、人権侵害を予防、解決するのに必要な実践的知識を習得する内容を盛り込んだり、人権感覚を磨くために、当事者を講師として招聘し、差別や偏見の苦しみや生き方に触れる場を設定したりしてみましょう。



「MomGs」で示された9つの資質・能力の向上に必要な研修内容として、e-コンテンツを作成しています(P.36~P.37)。自身の研修計画に応じて活用しましょう。

人権同和教育課 e-コンテンツ No.14

参加型学習の進め方について



県教育庁人権同和教育課



教職員が身に付けるべき「資質・能力」 (MomGs)

高めたい資質・能力		研修の内容 (例)
人権を守る実践的な行動力を身に付けるには	<ul style="list-style-type: none"> ◇問題解決力 ◇指導力 ◇人権意識・意欲・態度 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育に係る学習の授業研究 ・ワークシート集を活用した指導法の研究
人権に関する知的理解を深めるには	<ul style="list-style-type: none"> ◇人権に関する情報収集力 ◇法律・用語等の習得・活用 ◇個別の人権課題の認識 	<ul style="list-style-type: none"> ・人権教育資料の読み合わせ ・アニメ「めぐみ」等のビデオ視聴 ・e-コンテンツの活用 ・校外における研修会等の報告
人権感覚を磨くには	<ul style="list-style-type: none"> ◇共感する力 ◇イメージーション力 ◇特定職業従事者としての自覚 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部講師，専門家等による講話 ・ハンセン病療養所への訪問 ・リフレーミング等の参加型学習

※ 「MomGs」の構成要素は、令和2年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」に掲載 (P.22～P.25参照)



《学校における校内研修 (例)》

一学期

- ・学校経営方針や人権教育目標の共通理解
- ・配慮を要する児童生徒の実態把握
- ・人権教育資料の読み合わせ

夏期休業

- ・リフレーミング等の参加型学習
- ・フィールドワーク等を取り入れた現地研修
- ・外部講師を招聘しての講話

二学期

- ・人権教育に視点を当てた授業研究
- ・人権週間に合わせた特色ある体験活動の共通理解

三学期

- ・校外の研修会等に参加した教職員による報告
- ・次年度に向けた点検・評価に基づく成果と課題

重要!

研修の目的を明確にして実施することが大切です。また、教職員の資質・能力を総合的に高めるようにしましょう。



【人権教育に視点を当てた授業研究 (例)】

- ① 福祉・ボランティア教育，国際理解教育などとの関連を図り，「人権」をテーマにした学習活動を進める授業の研究
- ② 「人権の花運動」を通じた発表会，人権標語づくり，人権擁護委員をゲストティーチャーとした授業等，人権についての授業を集中的・多面的に展開する取組についての実践的な調査研究



(3) 家庭・地域との相互理解

人権教育においては、家庭や地域社会との連携・協力が不可欠であり、相互の共通理解の下、指導に当たることが大切です。そのため、学校は保護者や地域の方々に対し、「学校便り」などにより、身近な人権問題や教育上の諸問題についての情報提供をしたり、人権学習に係る家庭教育学級や講演会を開催したりするなどして、啓発活動の工夫を図っていくことが必要です。また、地域の方々の参加や協力等を得て具体的な連携の取組を進めることも大切です。

例えば、日置市では、学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を実践するために、人権教育総合推進会議を設置し、日吉地域人権カレンダーを作成するなどして地域全体で人権意識を高め、一人一人を大切にした教育の充実に努めています。



【日吉地域人権カレンダー】



ポイント!

◇ 外部講師等の活用にあたって

《講師を依頼するまでに》

- 講師の選定は、教育委員会と連携を図りながら、研修のねらいに応じた講師を管理職と相談して選定する。
- 外部講師の招聘にあたっては、管理職を窓口として手続きを進める。

《講師との打合せにおいて》

- 研修の趣旨、依頼内容を説明し、ねらいに応じた講話となるようにする。
- 講師が使用する資料は、事前に受け取り、内容を確認する。

《研修中において》

- 不適切な表現等があった場合は、その場で速やかに対応する。
 - ◇ 担当者として
 - ・ 講師に付箋紙等で知らせ、講師自身がその講話の中で修正する。
 - ・ 講師の了解の下、講話終了後すぐその場で訂正する。
 - ・ 参加者の不適切な発言についても同様に訂正する。
 - ◇ 参加者として
 - ・ その場で、担当者による訂正がなかった場合、出席者が担当者に訂正を促す。

《研修後・学習後において》

- 感想を書かせるなど、参加者の受け止めを確認する。
- 感想等から間違った認識があれば、再度説明する機会を設けたり、学び直しをしたりして認識を改める機会を設定する。

4 人権尊重の視点に立った学習活動づくり

(1) 人権が尊重される授業づくり

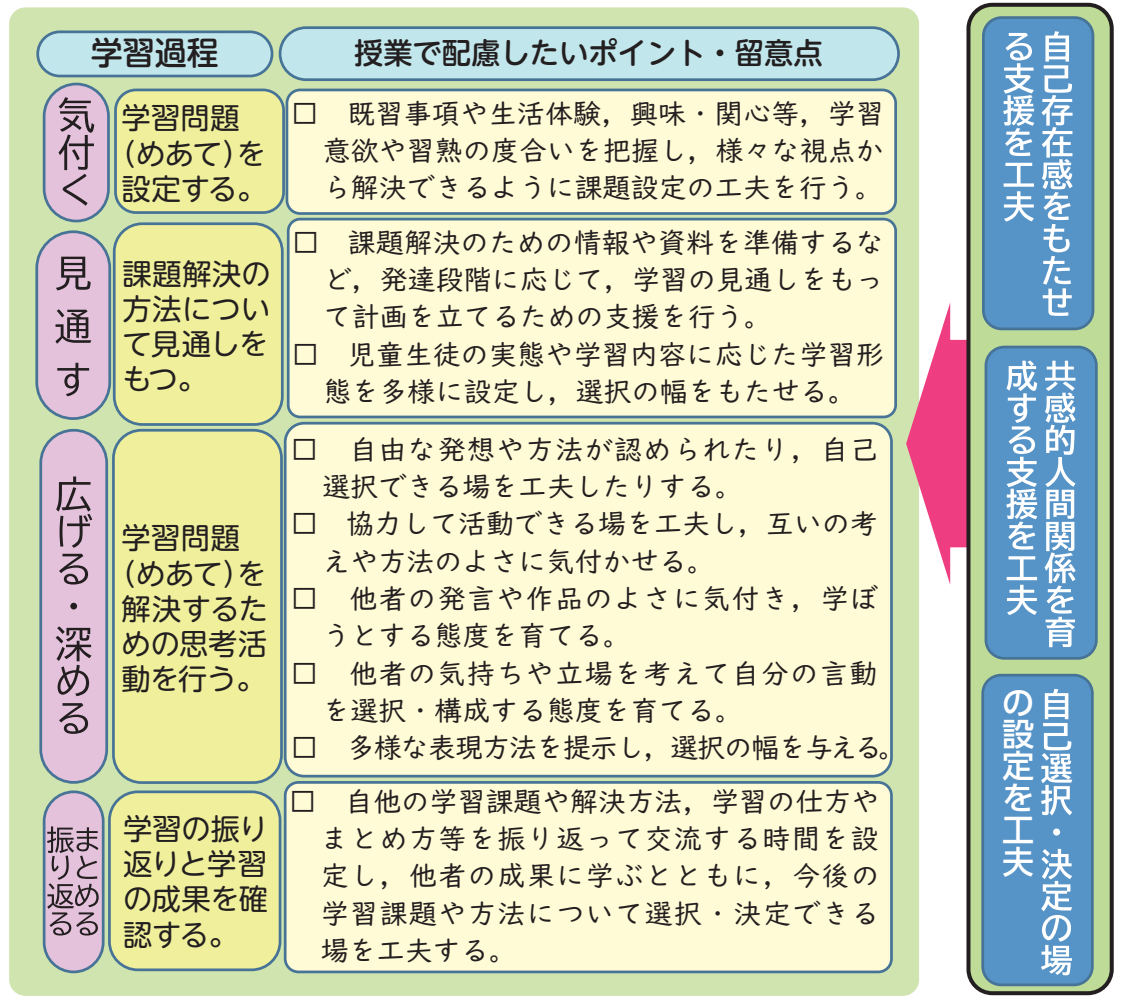
人権教育は全ての教育の基本であり、日々の授業における活動の一つ一つが、人権尊重の精神を醸成する重要な場面となります。人権が尊重される授業づくりに当たっては、次の主な視点に基づいて授業を構成することが大切です。

主な視点	ねらい
自己存在感をもたせる支援を工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・「授業に参加している」という実感をもたせる。 ・「自分が必要とされている」という実感をもたせる。 ・教師自身が一人一人を大切に示す姿勢を示す。
共感的人間関係を育成する支援を工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・「自分が受け入れられている」と実感できる雰囲気をつくる。 ・「共に学び合う仲間だ」と実感できる雰囲気をつくる。
自己選択・決定の場の設定を工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・学習課題や計画を選択する機会を提供する。 ・学習内容、学習教材を選択する機会を提供する。 ・学習方法を選択する機会を提供する。 ・表現方法を選択する機会を提供する。 ・学習形態や場を選択する機会を提供する。 ・振り返りの方法を選択し、互いの学びを交流する機会を提供する。

ポイント!



〔人権が尊重される授業づくりの視点〕

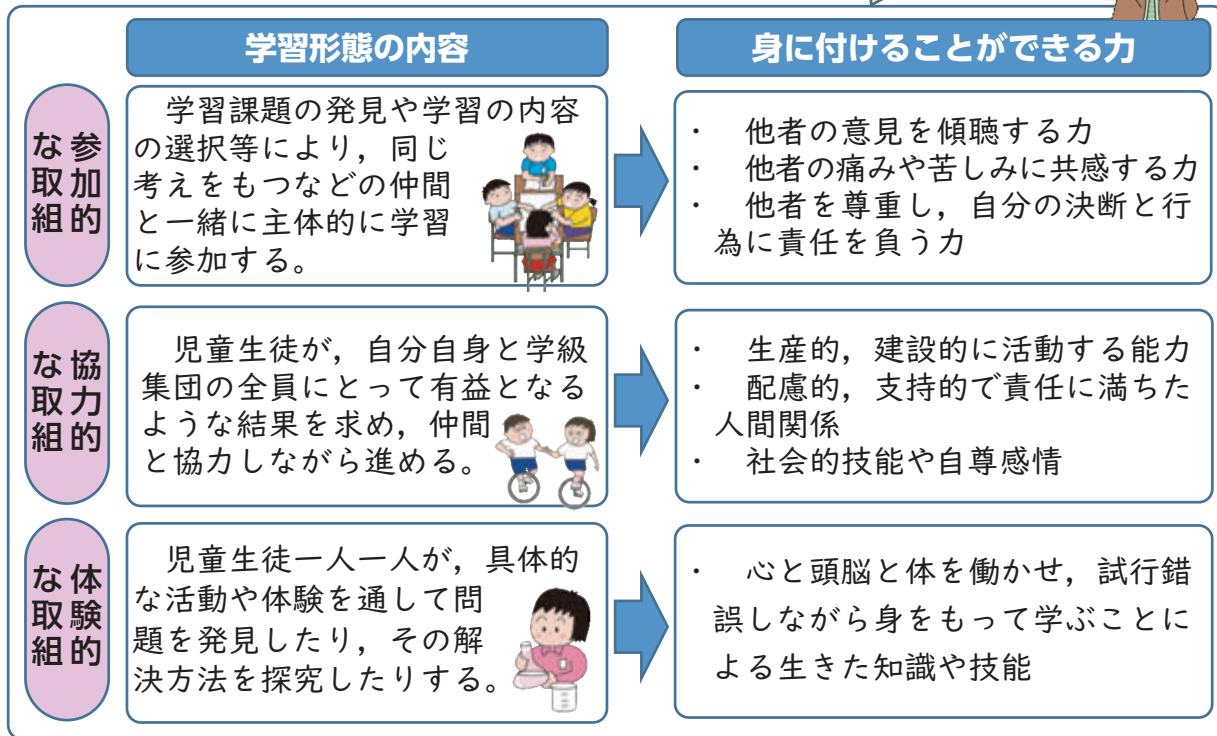


(2) 人権教育の効果的な指導方法

児童生徒の人権感覚の育成には、様々な学習活動の中で、児童生徒自身が「感じ、考え、行動する」こと、つまり、主体的に学習に取り組ませることが必要不可欠なことであり、人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「参加」、「協力」、「体験」を中核に置く学習形態が大切です。このことは、学習指導要領における「主体的・対話的で深い学び」につながるものです。



ア 「参加」、「協力」、「体験」を中核とした学習形態



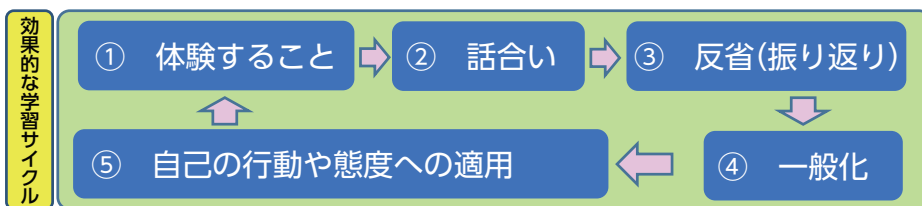
重要!

教科や領域等の学習活動において、「参加」、「協力」、「体験」の活動を取り入れることにより、児童生徒の知的理解は深まり、人権感覚を育成することができます。



イ 「体験的な学習」に関する学習サイクル

「体験的な学習」(参加型学習)に取り組む際は、体験自体が目的とならないようにすることが大切です。例えば、ボランティア活動の体験を行ったとき、まずは体験後に気付いたことを話し合っただけで体験活動の内容を深めます。次に、話し合った内容をもとに、日頃の行動との違いがあるのかを振り返ります。そして、「ボランティア活動は自分自身が自発的・主体的に問題を解決しようとする姿勢が大切だ。」などのように自分の生活に生かせるように一般化します。こうした流れを経て、体験したことが、自己の行動や態度へ適用されていきます。



「体験」は、ロールプレイング、シミュレーション、ドラマなどの手法による疑似体験、間接体験も含まれます。



なお、人権教育の指導の際は、次の点について配慮することが大切です。

教育の中立性の確保， 個人情報やプライバシーに関することへの配慮

(3) 同和問題（部落問題）に関する学習において大切にしたいこと

同和問題に関する学習においては、「差別の悲惨さ」のみが強調されることがないように留意する必要があります。「厳しい差別の中をどう生きたのか」、「差別を乗り越える生き方とはどういうものなのか」など、生き方を学ぶ学習になるよう、以下の留意点を踏まえた授業づくりを行うことが肝要です。その際、一人一人が学習内容をどのように受け止めているかの把握も重要です。



① 正しい歴史認識に基づいた学習を

被差別部落の歴史的起源に関する教科書の記述は、起源が近世（江戸時代）より前の時代にあることから「きびしく差別されてきた身分の人々」と表記されています。次に、「農・工・商」に身分上の上下関係はなかったこと、「えた」身分や「ひにん」身分は、武士や百姓、町人との身分関係において被差別身分であることを明確にするという意味で、「百姓や町人とは別に身分上きびしく差別されてきた人々」と記述されています。さらに、起源が近世以前ということで、幕府や藩がつくったとか、置いたという記述は、削除されています。

② 学ぶべきは、「生きる勇気と知恵」に満たされた生き方

差別されてきた人々は、文字どおり厳しい差別の中を人間としての誇りを失わず、勇気と知恵を存分に働かせて生き抜いてきました。皮革製品や細工物等の製造などの産業や販売、庭園、石垣づくりなどの技術、能などの伝統芸能や医学等、また、警察の補助的な仕事にみられる治安等も担い、社会を支えました。このような文化の創造・継承等に努めてきた事実と併せて、それらの営みが差別につながることを不合理さを押さえることが大切です。また、このようにして差別の中で守り、高めてきたものが、現在、日本を代表する伝統工芸や伝統芸能として、世界に誇る日本文化の一端を担っているということにも気付かせたい事柄です。

なお、大切にしたいのは、技術を高め、認められる仕事をしたから「すごい」とする学習ではなく、そのことも含め、命を奪うほどの差別の中を生き抜いたという生き方を学ぶことです。

③ 中学校歴史教科書に記述される「被差別身分呼称」、そこに込められた意味

「えた」身分・「ひにん」身分という用語は、中学校や高等学校等の社会科の教科書に記述されています。この用語は、長い歴史の中で、「人を蔑む」言葉として使用されてきたという事実があること、そして、部落差別や偏見をなくすために、あえて、この用語が教科書に記述されるようになったことを十分認識して指導する必要があります。

したがって、この用語を差別や偏見をなくす目的以外で使うことは、その時点で差別をしたことになるということ、そして、今でもこの用語に深く傷つけられ、悔しい思いをしている人々がいるということを生徒に理解させることが大切です。なお、小学校の教科書には、具体的身分名を示していないことに十分留意する必要があります。

④ 同和問題を「自分に引き寄せて」

同和問題に関する学習を充実させるには、一部の教職員や教科担任まかせの学習ではなく、全職員で取り組む必要があります。全校体制の下で、人権同和教育の全体計画や年間指導計画に基づいて、児童生徒の人権に関する知的理解を深め、人権感覚を高めることが重要です。また、同和問題を学んだ児童生徒に、「昔の出来事」という捉え方で終わらせるのではなく、自分の生活や身の周りの問題と重ね合わせて考えさせることが大切です。そして、差別や偏見を許さず、なくしていこうとする雰囲気づくり（仲間づくり）と関連付けることが極めて大切です。

※ 平成30年度版「なくそう差別 築こう明るい社会」(P.14参照)

※ 授業実践例の指導案をホームページに掲載 (P.37参照)

(4) 新たに発生・顕在化した人権課題に係る指導について

ア 新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮に係る指導について
 新型コロナウイルス感染症が拡大する中、児童生徒が差別や偏見等を受けることなく、安心して生活を送るために、正確な情報や科学的根拠に基づいた行動がとれるように指導することが大切です。



① 正しく理解する

差別や偏見等のもととなる「不安」を解消するためにも、正しい情報（公的機関が提供する情報）を得ること、不確かな情報に惑わされることがなく、差別的な言動に同調しないことが大切です。

② 不安や悩みを一人で抱えこまない

心配なことがあったら、一人で抱え込まず、周囲の人に相談することが大切です。

③ 相手の気持ちを想像する

感染者、濃厚接触者、医療従事者、社会機能の維持にあたる方等と、その家族に対する誤解や偏見に基づく差別を受けた人がどのような気持ちになるか想像することが大切です。

④ 負の連鎖を断ち切る

見えないウイルスへの不安から、特定の対象※を嫌悪の対象としてしまうことで、差別や偏見等が起こります。こうした負の連鎖を断ち切る必要があります。

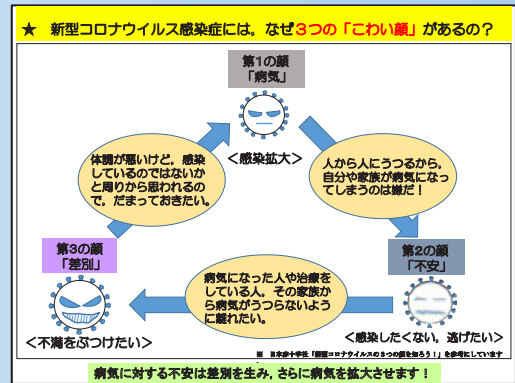
※ 特定の対象 … 感染症が広がっている地域に住んでいる人、咳をしている人、マスクをしていない人、外国から来た人など

《リーフレット「新型コロナウイルス感染症に負けないために」を活用した実践例》

ねらい： 新型コロナウイルス感染症についての正しい情報に基づく適切な判断・行動ができるようにする。

【学習内容】

- ① 新型コロナウイルス感染症についての説明を聞き、このウイルスには、病気を感染させる以外にも違った顔をもっていることを知る。
- ② 3つの「こわい顔」に生活が振り回されないようにするために、どうすればよいか考える。
- ③ 3つの「こわい顔」に立ち向かうための行動について知る。
- ④ 本時の授業を振り返り、これからの自分たちの行動についてまとめる。



※ ワークシートをホームページに掲載 (P. 37参照)



シトラスリボンプロジェクトを知っていますか？

コロナ禍で生じた差別・偏見等を知った愛媛の有志がつくったプロジェクトです。シトラス色のリボンを身に付けて、「ただいま」、「おかえり」の気持ちを表す活動を広めています。リボンが表現する3つの輪は、地域と家庭と学校です。鹿児島市立玉江小学校PTAのメンバーは、このリボンを自作し、シトラスリボンの輪を広げる運動に取り組んでいます。



【シトラスリボン】

イ 性の多様性の理解に係る指導について

性の多様性を扱う学習においては、「性的マイノリティ」や「LGBT」という語句の説明だけに終わると、児童生徒が「自分とは違う人たちのこと」と捉えてしまいがちなので、「性の多様性を尊重する」という姿勢を大切にして取り組む必要があります。



① 小学校での指導において

- ・ 「遊び」や「服装」等で「性別」を関連付ける場面が見られるので、一人一人異なる思いがあることを受け入れ、認め合おうとする態度や行動につなげること(低学年)。
- ・ 一人一人は多様な存在であり、「性別」という一つの属性でまとめることができないことに気付かせ、互いに認め合い、尊重し合う態度や行動につなげること(中学年)。
- ・ 「身体の性・心の性・好きになる性」という三要素から、「性のあり方」は、複雑で多様であることを押さえ、性的マイノリティの当事者だけが特別ではなく、全ての人が、「多様な性の一員」であることを認識できるようにすること(高学年)。

② 中学校での指導において

- ・ 日頃から、互いのよさや違いを認め合うとともに、性的マイノリティの当事者を傷つけるような言動がないかを互いに注意し合うような人間関係づくりに努めること。
- ・ 友人から性的マイノリティの当事者に係る相談を受けた時には、本人の悩みや迷いに思いをめぐらすことができるようにすること。

③ 高等学校での指導において

- ・ 性的マイノリティの当事者にとって励みとなるような情報を話題として取り上げ、多様な性を受け入れる環境づくりに努めること。
- ・ 周囲が多様性の理解を深め、互いに尊重し合うことが、性的マイノリティの当事者が抱える生きづらさの解消につながることに気付かせること。



重要!

いつも向き合っている児童生徒の中に、性的マイノリティの当事者がいるかもしれないという考えをもち、不用意な言動をしていないかなど、常にアンテナ(人権感覚)を高くもつことが重要です。



《教科書での取り扱いについて》

◇ 教科書の出版社によって内容が異なります。

児童生徒の性的マイノリティに関する学習は、学習指導要領に盛り込まれていませんが、現行の小中学校の教科書では、「さまざまな性」、「体の性と心の性がちがう」という表現で記述されており、多様性を認め、一人一人を尊重することの大切さを学ぶ内容が取り扱われています。また、高校の教科書では、「性同一性障害」や「LGBT」と具体的に記述されており、性的マイノリティに関して、より深い理解を求める内容になっています。



小学校の教科書記述

3・4年保健

体の性と心の性の違いによる性の悩みから相談の必要性が記載してある。

5・6年保健

体の性と心の性が一致しないことへの不安について触れ、相談される側の受け止めについて記載してある。

中学校の教科書記述

保健

性意識の個人差、一人一人の体と心が違うことなどから多様な考え方、感じ方があることについて記載してある。

道徳科

様々な性があることを通して、自分らしく生きることについて考える内容が記載してある。

高等学校の教科書記述

倫理

現代の諸課題と倫理の学習において、同性どうしの家族、性的少数者の差別や不平等について記載してある。

家庭科

身体の性、性自認、性表現、性指向など自分らしい性のあり方について触れている。また、性愛の対象が異性以外のこともあるなど多様なライフスタイルがあることが記載してある。

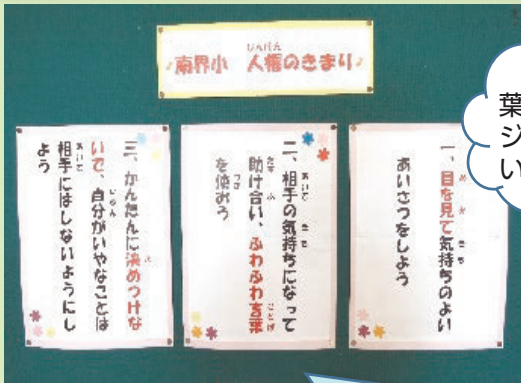
※ 平成31年度版「仲間づくり」にワークシートを掲載(P.18~P.37参照)

Ⅲ 人権が尊重される環境づくり

児童生徒の人権感覚を健全に育てていくためには、「学習活動づくり」や「人間関係づくり」と、「環境づくり」とが一体となった学校全体としての取組が望まれます。ここでは、人権尊重の視点に基づいた環境づくりの具体的な取組例を紹介します。

1 みんなでルールをつくろう

児童生徒同士で、集団生活のルールを話し合っただめることにより、自他の権利を尊重する雰囲気生まれます。



ふわふわ言葉でメッセージを書くといよいよ!



中種子町立南界小学校では「南界小人権のきまり」の中の「ふわふわ言葉」を使って、「にじいろカード」を作成し、互いのよさを伝え合う活動を通して、自他を大切にすることを育てています。言葉の使い方を、2年生が1年生に教えるなど、「人権のきまり」を大切にしている様子が見られます。

児童が人権集会で「南界小人権のきまり」を作成しました。学校の廊下や教室に掲示しています。

2 あいさつから人間関係づくりをはじめよう

あいさつを通して、互いの存在を認め合うことで、自己有用感を感じることができます。

志布志高等学校生徒会は、挨拶の日本一を目指そうと、「挨拶日本一宣言」をしています。生徒会を中心に、校門前で挨拶運動に取り組んでいます。こうした姿は、地域の方々から、「たくさんの元気をもらっている」と感謝の声をいただいています。

現在、高等学校だけでなく、近隣の学校と連携し、挨拶運動を発展させ、地域の活性化がより一層図られるように努めています。



今日も頑張ろう!



おはようございます。

3 児童生徒とつながろう

うなずきなどの手法を用いて寄り添い、思いを引き出すことが大切です。

「自他共に認め支え合い、高め合う生徒の姿」

- ① ありがとう!おはよう!
【感謝やあいさつを言葉にできる】
- ② えっへん!【自己を肯定する姿】
- ③ すごい!いいね!【他者を肯定する姿】
- ④ うんうん【聞く態度】
- ⑤ 私はこう思う!【自分の考えを言える】
- ⑥ なるほど!【受容・共感できる姿】
- ⑦ ドンマイ!【間違えても良い雰囲気】
- ⑧ 大丈夫?【自然に助け合う姿】
- ⑨ 教えて【分からないことを分からないと言える】
- ⑩ 知りたい!【主体的に学ぶ姿】

えっへん!
発表頑張りました!



なるほど!
そんな工夫があ
ったんだ!

阿久根市立鶴川内中学校では、「自他共に認め支え合い、高め合う生徒の姿」を10の具体的な姿にまとめ、生徒が日常的に意識して生活するように取り組んでいます。その結果、生徒は自信をもって行動する姿が見られるようになり、また教師は生徒一人一人を褒める場面が増えてきました。そして、生徒同士が学び合う姿が増えてきたことで、学力向上にもつながりました。

Ⅲ 人権が尊重される
環境づくり

4 意見の相違を改善につなげよう

価値観の違いから誤解や批判が生まれます。このような場合は、チャンスと考え、教師から「話し合い」などを仕組むことが大切です。



「門礼は、しっかりすべきだ!」という意見書に対して、生徒会役員は校門前に立って、登校する生徒に門礼を呼び掛けることにしました。

こうした活動により、校門の前で立ち止まって礼をする生徒が多くなり、生徒会役員の自己効力感が高められました。

湧水町立栗野中学校では、生徒が学校で疑問に思ったことや要望を書いて入れる意見箱を設置しています。

生徒会が意見箱の中を定期的に確認し、投稿された意見については、生徒会本部が対応策を話し合い、学校生活の向上に役立てられるよう取り組んでいます。



5 設営で自尊感情を育もう

自分の作品が、教師や友達に認められると、「自分が大切にされている」と感じます。



枕崎市立枕崎小学校では、学校生活の中で、友達から感謝されたことを葉っぱの用紙に書き込む「ありがとうの木」づくりに取り組んでいます。葉っぱには、「一緒に弁当を食べてくれてありがとう」、「一緒に遊んでくれてありがとう」などの言葉が書かれています。



宇検村立久志小中学校では、「人権に関する強調週間・月間コーナー」を設置しています。また、教室の児童生徒の作品には、教師が「あなたの気持ちがよく伝わりました」などの称賛のコメントを入れています。

6 整った環境で人権教育を進めよう

整った環境で過ごせば、児童生徒の心も落ち着き、少しの変化にも気付くことができます。

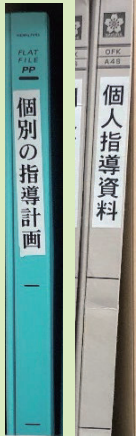


大崎町立大崎中学校では、縦割り編成による無言作業を通じた環境整備に取り組んでいます。また、生徒は、牛乳パックの整理やトイレのスリッパ、靴箱、鞆棚等の整理整頓に努めています。こうした学校全体での一体感のある取組によって、生徒は落ち着いた学校生活を送っています。



7 チーム学校は情報共有からはじめよう

児童生徒一人一人の情報を共有することで、個に応じたきめ細かな指導ができ、児童生徒の自尊感情の高揚につながります。



個別の教育支援計画

～<研究>～

鹿児島県立の牧之原養護学校
児童生徒の氏名：
（氏名は適宜加工）

学年： 学年次 学年次 学年次 学年次

項目	学年次	学年次	学年次	学年次
学習生活				
生活・健康				
人間関係				
地域生活				
職業サービス				
学校生活				

（※記入する場合は）

友達と上手にコミュニケーションがとれるようになってきたなあ。



牧之原養護学校では、児童生徒に係る情報を個人指導資料として記載し、教職員間で共有しています。その資料には、関係機関との連携や成長の状況等が、きめ細かに記録されており、教職員がその情報を基に、個に応じて励ましたり、よさを褒めたりすることで、児童生徒の自尊感情を育てています。

Ⅲ 人権が尊重される環境づくり

8 保護者や地域と共に人権意識を高めよう

開かれた学校にすることで、家庭や地域からの情報が得やすくなります。

ひまわり
さつま町立永野小学校人権同和教育だより

感染症から生まれる差別・偏見をなくすには？

先日、人権同和で人権集会を行いました。子どもたちと感染症から生まれる差別・偏見をなくすにはどうすればいいかについて話し合いました。

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、学校を含めた日常生活にも、一部に制限があったり、新しい工夫が求められたりする状況が続いております。

今までとは違う生活形式に変化していく中で、感染症に対する不安や感染者などへの差別・偏見などが社会問題となっているのも事実です。

学校でも、感染予防を続けていますが、新型コロナウイルス感染症には誰もがかかる可能性があることを前提に、身近な誰かが感染してしまったことを考慮した対応も必要となってきています。

そこで今回、日本赤十字社監修の「新型コロナウイルスがもたらす2つの感染症」の書込みをもとに、新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見について話し合いました。

途中省略

ご家庭でも御協力をお願いします。

新型コロナウイルスのニュースを見ながら、「東京から来ないでほしい」「あそこの人、コロナになったらしいわよ。怖いよね。」など何気なく発した言葉を子どもたちは聞いています。

この感染症に対する大人たちの反応は、子どもたちの受け止め方にも大きく影響します。学校でも、今回の人権集会での話し合いをはじめ継続して指導していきますが、ご家庭でも子どもたちが感染症への正しい理解のもとに適切に行動できるよう、御協力よろしく願いいたします。

さつま町立永野小学校では、「人権同和教育だより」を発行し、学校における人権教育の取組を保護者に説明しています。



人権啓発の「のぼり旗」を作成しよう。

日置市の日吉中学校区では、地域における人権教育の推進を図るために、行政機関、学校関係者、学校運営協議会委員による人権教育総合推進会議を開催しています。